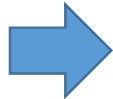


原子力災害時の 避難経由所運営マニュアル

避難元市町村 **避難先市町村**
○○○ □□□



令和2年1月30日

市町村による原子力安全対策に関する研究会

目 次

第1 避難経由所の概要

1 避難経由所とは ······	P 1
2 避難経由所の開設 ······	P 1
3 避難対象となる住民 ······	P 1

第2 避難経由所の業務

1 避難経由所開設までの流れ ······	P 4
2 避難者の地域コミュニティ単位の避難、誘導 ······	P 4
3 避難住民の受付方法（避難先市町村） ······	P 5
4 避難車両への対応 ······	P 5
5 要配慮者への対応 ······	P 6
6 配置する従事者の業務 ······	P 6

第3 様 式

1 避難台帳（様式1） ······	P 10
2 避難経由所受付票（様式2） ······	P 11

第1 避難経由所の概要

1 避難経由所とは

広域避難者を適切な避難所に誘導するために避難所の前に向かう目的地であって、避難者への情報提供等の機能を有する施設のことをいう。

<避難経由所の役割>

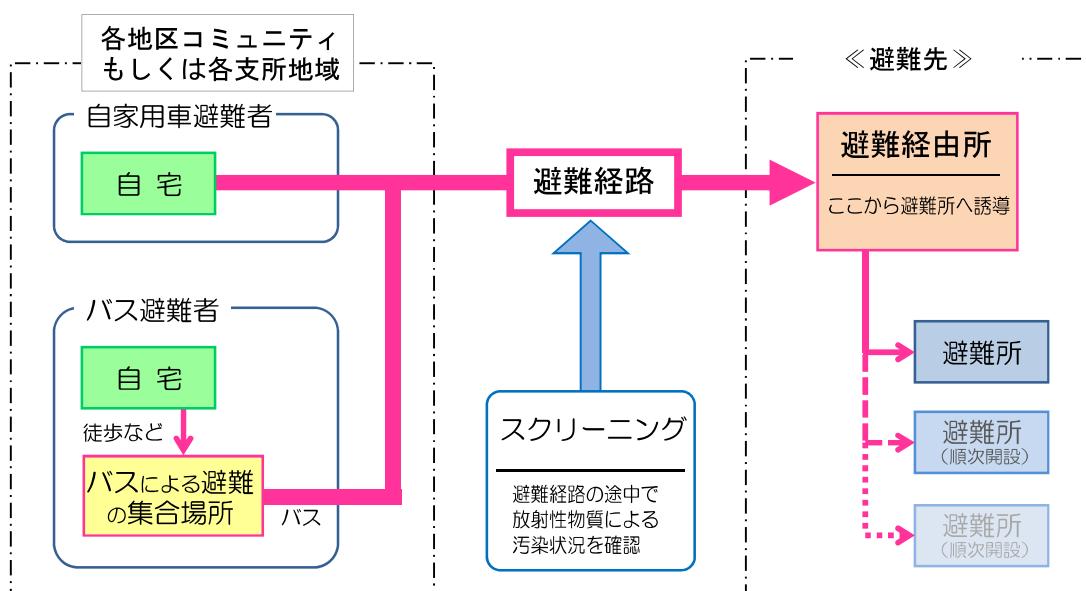
- ・避難先での目印
- ・各避難所への振り分け、誘導
- ・（避難所振り分けのための）避難者情報の収集
- ・避難所への輸送（ただし、移動手段がないものに限る）
- ・避難者のスクリーニング検査済証、車両検査済証のチェック

2 避難経由所の開設

避難先市町村は、県の要請に基づき避難経由所の開設、受入の準備を行う。開設期間は、避難経由所の開設について要請を受けた日から避難の受け入れが終了するまでの、概ね数日から1週間程度とする。

3 避難対象となる住民

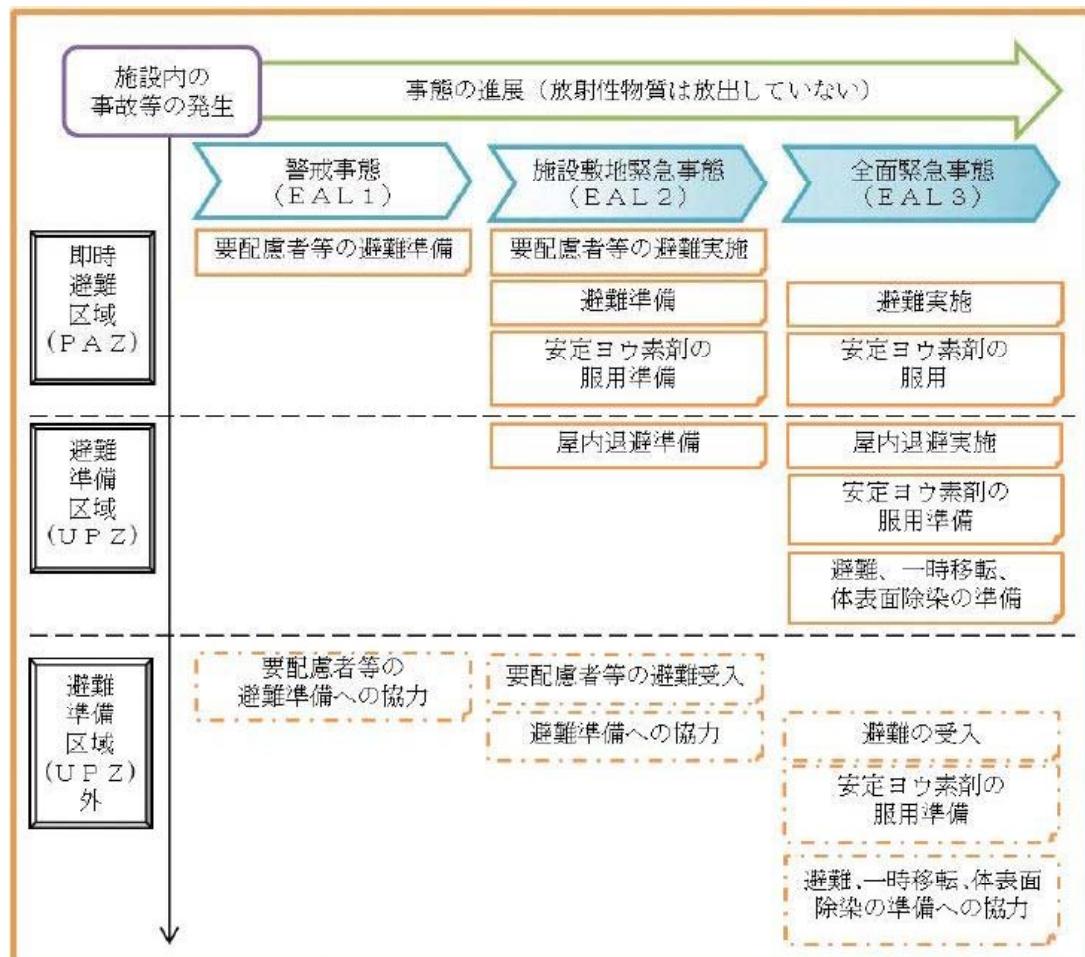
避難対象となる住民は、あらかじめ避難先市町村に送付している原子力災害時の避難台帳（様式1）に登載されている地区的住民を基本とする。



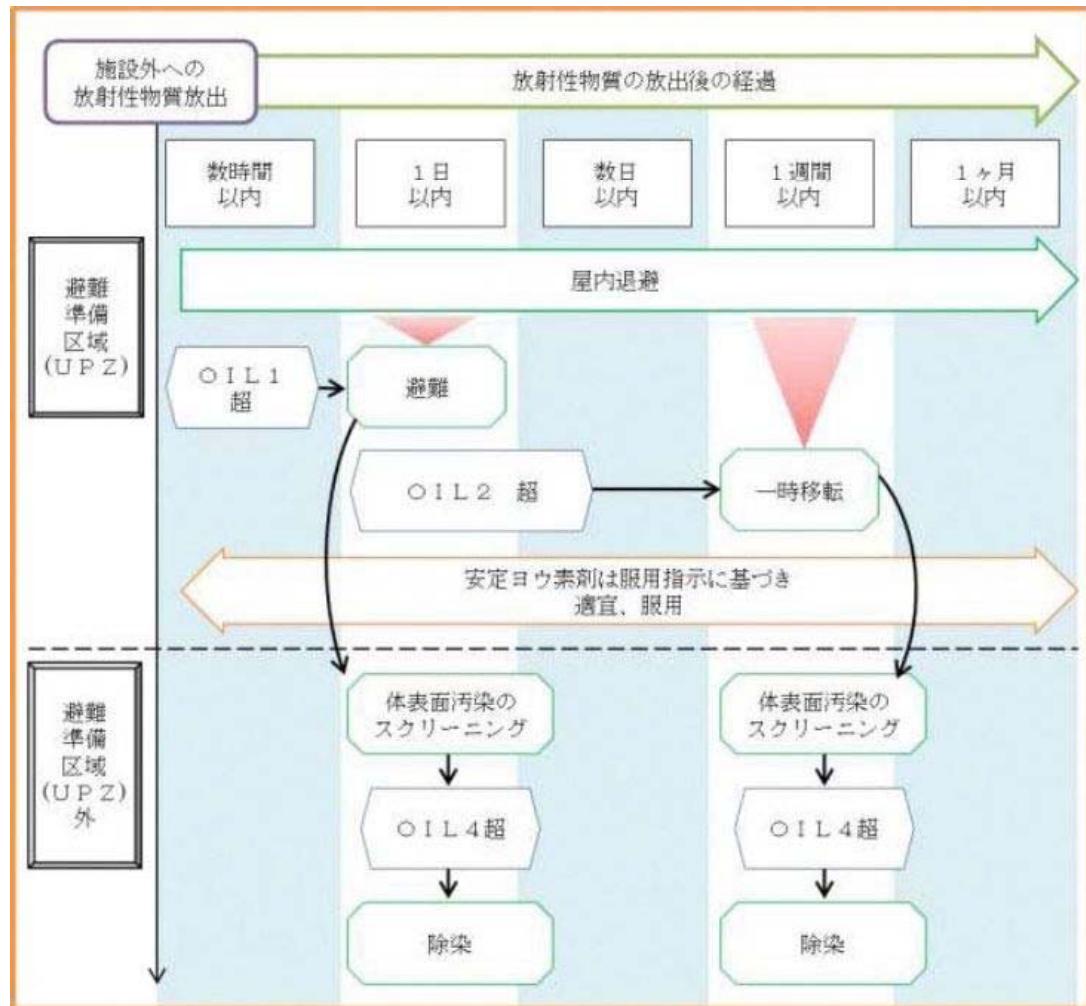
※ PAZの住民等は、基本的に放射性物質が放出する前に避難するため、スクリーニングは要しません。

《防護措置実施のフロー》

EALに応じた防護措置のフロー



○ I Lに応じた防護措置のフロー

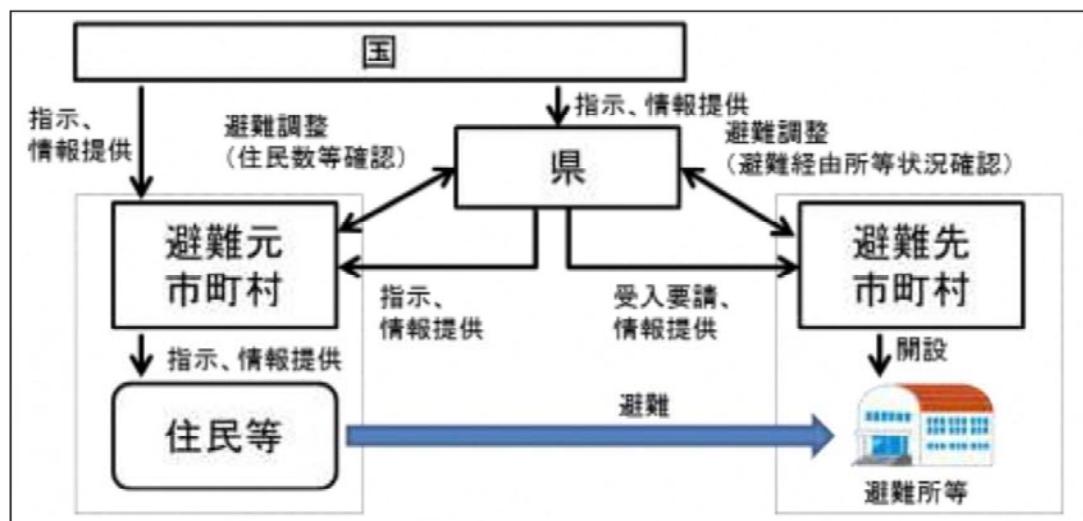


第2 避難経由所の業務

1 避難経由所開設までの流れ

- (1) 柏崎刈羽原子力発電所で事故が発生し、原子力災害に至る可能性が生じた場合、国が施設の状況や緊急時モニタリングの結果を踏まえ、防護措置基準に基づき屋内退避や避難指示を発令する。
- (2) 県は、国の指示により避難が必要と判断した場合、避難先市町村に避難住民の受入れを要請する。
- (3) 避難先市町村は、避難住民の受入可否を判断し、受入可能人数や施設の状況を県に報告する。
- (4) 避難元市町村は、県が調整を行った避難先市町村に避難する。
- (5) 避難先市町村は、避難経由所並びに避難所の開設準備を行い、避難住民の受入体制を確立する。

『『広域避難に係る調整と業務の流れ』』



2 避難者の地域コミュニティ単位の避難、誘導

避難先市町村は、避難元市町村と協議し、避難者が円滑に生活できるよう配慮するとともに、地域コミュニティ単位を考慮して避難所を割り当てるものとする。

3 避難住民の受付方法（避難先市町村）

- (1) 受付は、「乗車したままで行う方法」、「降車して行う方法」等、避難経由所の施設の状況に応じた方法を取る。
- (2) 受付場所を複数設ける場合は、地域コミュニティ単位を考慮し、避難所を振り分け、適切に誘導・案内する。
- (3) 避難所ごとの「避難経由所受付票」【様式2】及び避難所の地図等を作成しておく。
- (4) 受付では、乗車してきた車両単位を基本として人数等を把握し、避難者が居住する地域コミュニティを聞き取り、対応する受け入れ先の避難所の「避難経由所受付票」【様式2】に記入する。
- (5) 受付が終了した避難住民を各避難所へ誘導する。その際には、避難所の地図等を経由所で配布するものとする。
- (6) 【様式2】の避難者数の積算が避難所の上限に達した場合、次の避難所への案内に切り替える。

* 上記業務は、避難元市町村が配置する職員と協力し実施するものとする。

4 避難車両への対応

- (1) 避難車両は、駐車場出入口においてスムーズに入出車できるよう誘導するとともに、できるだけ渋滞緩和に向け配慮する。
- (2) 事前に避難経由所開設時のレイアウトを作成しておく。また、開設時には看板や案内板の設置により、避難車両の利便性の確保を図る。

《《乗車したままで行う方法のレイアウト例》》



5 要配慮者への対応

避難経由所では、一般避難者同様に要配慮者の受付を行い、避難所へ案内する。避難所入所後に避難先市町村の保健師等が環境調査や健康調査を行い、福祉避難所等への入所を判断する。

6 配置する従事者の業務

事務内容	従事者数 (最低人員)	摘要
1 受付事務	2名	避難者の受付、避難所への振分
2 情報連絡調整事務	2名	避難先市町村災害対策本部等との連絡調整
3 会場整理事務	若干名 (レイアウトによる)	車両整理

* 避難元市町村から最低1名を配置するものとする。

* 従事者数は、避難者受入数により変動するため、実情に合わせ調整するものとする。

《従事者配置の参考》

令和元年度新潟県原子力防災訓練における実績

事例① 村上市訓練事例：避難者受入115名 バス6台 神林地区公民館

事務内容	従事者数	摘要
1 受付事務	8名	避難者の受付、避難所への振分 (4レーン設置、1レーン2名)
2 情報連絡調整事務	0名	避難先市町村災害対策本部等との連絡調整
3 会場整理事務	22名	建物内会場整理(16名)、駐車場内整理(6名)

事例② 妙高市訓練事例：避難者受入71名 バス2台 はね馬アリーナ

事務内容	従事者数	摘要
1 受付事務	8名	避難者の受付、避難所への振分 (4レーン設置、1レーン2名)
2 情報連絡調整事務	1名	避難先市町村災害対策本部等との連絡調整
3 会場整理事務	20名	車両整理(1名)、駐車場から受付(屋内)への誘導(13名)、受付会場整理(6名)

事例③ 糸魚川市訓練事例：避難者受入50名 バス2台
ふれあいビーチホールまがたま

事務内容	従事者数	摘要
1 受付事務	8名	避難者の受付、避難所への振分 (4 レーン設置、1 レーン2名)
2 情報連絡調整事務	4名	避難先市町村災害対策本部等との連絡調整
3 会場整理事務	10名	車両整理(4名)、駐車場から受付(屋内)への誘導(2名)、受付会場整理(4名)

実施事例写真

事例① 村上市訓練



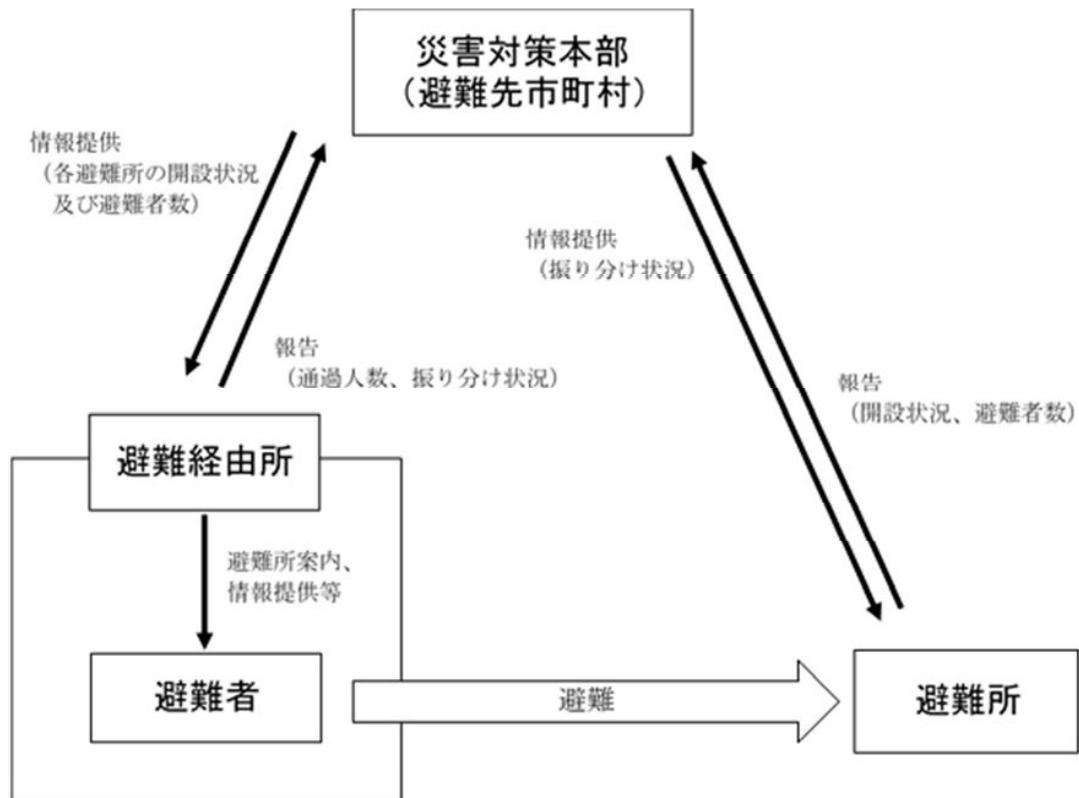
事例② 妙高市訓練



事例③ 糸魚川市訓練



『避難先市町村における情報連絡体制（イメージ図）』



新潟県災害対策本部及び○○市（町村）災害対策本部連絡先

No.	災害対策本部名	担当課	住所	電話番号
1	新潟県災害対策本部			
2	○○市（町村）災害対策本部			

避難先市町村連絡先一覧表

No.	市町村名	担当課	住所	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

【様式 1】避難元市町村→避難先市町村

原子力災害時の避難台帳

避難元市町村名

令和 年 月 日現在

	地 域	世帯数	人 口	避難経由所	避 難 所	摘 要
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
計						

避難経由所受付票 【様式2】表面

経由所名 :	避難元市町村名 :
避難所名（記号）： ()	避難所受入可能人数 : ▽▽ 人
受入対象コミュニティ : ☆☆	

受付開始時間 : 受付終了時間 :

○受付票

	男	女	計	安定ヨウ素剤	スクリーニング
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
計					

特記事項

◎車1台ごとに人数を把握する。

1. 1枚の受付票につき、1ヶ所の避難所とし、事前に一覧表と同一の避難所の記号を付しておく。【様式2裏面】
2. 避難者氏名は、避難所に入所するときに把握する。
3. 短時間に人数を把握し、避難所に案内させるよう配慮する。
4. スクリーニングの項目については、「スクリーニング検査済証」を確認し、記載する。

※ 本様式は、案内する避難所ごとに作成する。

避難者の居住コミュニティを聞き取り、開設している避難所を順次案内する。

※ 避難者の積算が避難所の上限に達した場合、次の避難所への案内に切り替える。

避 難 所 一 覧 表 【様式2】裏面

経由所名(一覧記号) :	()	避難元市町村名 :
--------------	-----	-----------

	避 難 所 名	受入可能人数	対象コミュニティ	開設状況	福祉避難室
A					
B					
C					
D					
E					
F					
G					
H					
I					
J					
K					
L					
M					
N					
O					
P					
Q					
R					
S					

原子力災害時の避難経由所運営マニュアル
令和2年1月30日

発 行 市町村による原子力安全対策に関する研究会
事務局 長岡市原子力安全対策室
〒940-8501 新潟県長岡市大手通1-4-10
TEL 0258-39-2305 FAX 0258-39-2309
E-mail gen-an@city.nagaoka.lg.jp
URL <https://portal.radiation.city.nagaoka.niigata.jp/>